

様式第3号（第13条関係）

会議録

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議の名称                 | 第3回朝霞市国民健康保険運営協議会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 開催日時                  | 令和6年8月1日（木）<br>午後1時30分から午後2時00分まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 開催場所                  | 市役所別館2階 全員協議会室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 出席者及び<br>欠席者の<br>職・氏名 | <p>○出席委員（16人） ※敬称略</p> <p>≪会長≫ 渡辺 淳史</p> <p>≪副会長≫ 野本 一幸</p> <p>≪被保険者を代表する委員≫</p> <p>石崎 ケイ子、伊藤 勉、上野 博、関根 悟、安田 敏男</p> <p>≪保険医又は保険薬剤師を代表する委員≫</p> <p>青柳 徹二、関 昌之、滝澤 義和、新保 敦子</p> <p>≪公益を代表する委員≫</p> <p>遠藤 光博、石原 実、東山 とも子</p> <p>≪被用者保険等保険者を代表する委員≫</p> <p>工藤 敦智、岸 哲也</p> <p>○欠席委員（2人）</p> <p>≪保険医又は保険薬剤師を代表する委員≫ 浅野 修</p> <p>≪被用者保険等保険者を代表する委員≫ 高橋 綾子</p> <p>○事務局（8人）</p> <p>≪こども・健康部長≫ 堤田 俊雄</p> <p>≪保険年金課≫ 課長 河田 賢一、課長補佐 平間 雄介、<br/>国民健康保険係長 三浦 純恵、同係主事 増田 耕平、<br/>保健事業係長 岡 裕子</p> <p>≪収納課≫ 課長 伊部 聡、課長補佐 松永 水緒</p> |
| 議 題                   | <p>1 開会</p> <p>2 審議会等の会議の公開に関する指針</p> <p>3 議事録署名委員指名</p> <p>4 議題</p> <p>（1）令和5年度（2023年度）朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（案）について【諮問】</p> <p>（2）令和6年度（2024年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について【諮問】</p> <p>（3）朝霞市国民健康保険条例の改正（案）について【諮問】</p> <p>（4）その他</p> <p>閉会</p>                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 資 料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議次第</li> <li>・ 資料 1 令和 5 年度（2023 年度）朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（案）</li> <li>・ 資料 2 国民健康保険事業統計（令和 5 年度）</li> <li>・ 資料 3 令和 6 年度（2024 年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）</li> <li>・ 資料 4 朝霞市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）</li> </ul> |                                                                                         |
| 会議録の作成方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録                                                                                                                                                                                                 |                                                                                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録                                                                                                                                                                                                            |                                                                                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> 要点記録                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限          年）                                                                                                                                                                                                      |                                                                                         |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間                                                                                                                                                                                                                          | <input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去<br><input type="checkbox"/> 会議録の確認後    か月 |
| 会議録の確認方法    会長及び委員 2 人による確認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                         |
| 傍聴者の数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 1 人                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                         |
| その他の必要事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                         |
| 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                         |
| <p><b>■ 1 開会</b><br/> ○事務局：平間<br/> それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和 6 年度第 3 回朝霞市国民健康保険運営協議会を開催いたします。<br/> 本日、浅野委員、高橋委員におきましては、所用のため欠席でございます。<br/> まず資料の確認をお願いいたします。<br/> 資料につきましては、事前に資料 4 点送付させていただきました。<br/> 資料 1－1 と 1－2 といたしまして、令和 5 年度（2023 年度）朝霞市国民健康保険特別会計決算（案）A 4 の 2 枚刷りとなっているものでございます。<br/> 次に資料 2、国民健康保険事業統計（令和 5 年度）、こちらは A 4 の横書き、両面印刷で 7 枚の左とじになっているものでございます。<br/> 次に資料 3－1、3－2、こちらは令和 6 年度（2024 年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第 1 号（案）、こちら A 4 の 2 枚刷りとなっております。<br/> 次に資料 4、朝霞市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）、こちら A 4 の 1 枚刷りでございます。<br/> また、本日追加資料として机の上に「会議次第」を置かせていただきました。<br/> お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お声がけください。</p> <p>ここで議事進行を渡辺会長をお願いいたしたく、存じます。</p> <p><b>■ 2 審議会等の会議の公開に関する指針</b><br/> ○渡辺会長<br/> それでは、令和 6 年度第 3 回朝霞市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                         |

初めに本日の会議は、「市政の情報提供及び審議会等の会議の開催・公開に関する指針」の手順に従って進めてまいります。したがって、会議は原則公開となりますことから、傍聴要領に基づいて傍聴を許可しています。

会議の途中でも傍聴希望者があった場合には、傍聴要領に従って入場していただきますのでご了承ください。

なお、審議の内容が、特定の個人に関する情報を扱う、特に配慮が必要になった場合については、その都度、委員の皆様にお諮りした上で判断してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

### ■ 3 議事録署名委員指名

○渡辺会長

次に、会議録作成のため、会議は電子記録媒体で録音し、会議録は全文記録といたします。

会議録署名委員の指名でございしますが、お任せいただいても良いでしょうか。

《異議なし》

○渡辺会長

それでは名簿の順に従いまして、上野委員と関根委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

### ■ 4 議題

(1) 令和5年度(2023年度)朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)について【諮問】

○渡辺会長

議題(1) 令和5年度(2023年度)朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算(案)についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

○事務局：三浦

それでは令和5年度朝霞市国民健康保険特別会計決算(案)についてご説明させていただきます。資料の2、国民健康保険事業統計に基づきご説明を申し上げます。

初めに1ページをご覧ください。

令和5年度の決算の状況でございしますが、歳入額は109億7,549万750円、歳出額は108億504万6,151円で、差引額は1億7,044万4,599円でした。

下の表1-2、決算の推移をご覧ください。

収支差引額③について、令和4年度の1億8,946万5,966円と比較いたしますと、約1,902万円の減となっております。

続いて、表中央の右寄りにあります、実質単年度収支⑤の欄でございしますが、令和5年度は2億2,464万6,660円のマイナスとなっております。

さらに、一般会計からの法定外繰入⑥の令和5年度の1億6,795万8,000円を差し引きいたしました「法定外繰入を差引した実質単年度収支」⑦でございしますが、令和5年度は3億9,260万4,660円のマイナスでございました。

令和5年度の国保財政につきましては、前年度繰越金や一般会計からの繰入金による財政支援を行っておりますが、引き続き厳しい財政状況となっております。

次に3ページをご覧ください。

上段 2-1 世帯数及び被保険者数の状況につきましてご説明申し上げます。

令和 5 年度末現在で、世帯数は 1 万 5, 801 世帯、令和 4 年度から 1 74 世帯の減少となっており、被保険者数は 2 万 2, 160 人、令和 4 年度から 464 人の減少となっております。

次に 4 ページをご覧ください。

2 つ目の表 2-5、加入者の年齢別構成につきましてご説明申し上げます。

令和 5 年度では 60 歳以上 70 歳未満の方の構成比が一番高く、23%、次に高い年齢層が 70 歳から 75 歳未満の方で構成比が 21%となっております。この 2 つの年齢層の構成比を合計いたしますと、全体の 44%となっており、令和 4 年度に引き続き、年齢層の高い加入者が多数を占めている状況となっております。

次に 5 ページをご覧ください。

上段の 3-1、保険税率につきましてご説明申し上げます。

令和 5 年度は税率、均等割、平等割は改正しておりませんが、限度額につきましては、令和 4 年度から 3 万円を引き上げ、102 万円となっております。

次に 6 ページをご覧ください。

上段の 3-4 収納額および収納率につきましてご説明申し上げます。

令和 5 年度における現年度分の調定額でございますが、26 億 635 万 6, 000 円となっており、令和 4 年度と比較いたしますと、1 億 403 万 9, 400 円の減額となりました。

収納額につきましては、現年度分の収納率は前年度比 0.88 ポイント増の 93.48%でしたが、調定額が減額になっていることから 7, 334 万 7, 817 円の減となっております。

続きまして、表の 3-6 をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計者が死亡または重篤な傷病を負った世帯もしくは主たる生計者の収入減少が見込まれる世帯の方に対する国保税の減免につきましては、令和 5 年 5 月 8 日から 2 類から 5 類に移行したこともあり、申請はありませんでした。

続いて、表の 3-7 をご覧ください。

令和 5 年 11 月分から、産前産後による減免制度が新たに始まり 36 件、54 万 9, 502 円を減免いたしました。

次に 7 ページをご覧ください。

4-1 保険給付費につきましてご説明申し上げます。一番下の表の合計金額の欄をご覧ください。

令和 5 年度は 71 億 4, 483 万 8, 015 円となっており、令和 4 年度と比較いたしますと、101.15%で、金額にして 8, 123 万 5, 328 円の増となっております。

次に 8 ページをご覧ください。

上段の 4-2 療養給付費等の 1 人当たり 1 世帯当たりをご覧ください。

令和 5 年度における 1 人当たりの療養給付費は 31 万 8, 355 円となっており、令和 4 年度と比較いたしますと、前年度比 105.48%、金額にして 1 万 6, 543 円の増となっております。

また、1 世帯当たりの療養給付費につきましては、44 万 9, 107 円となっており、前年度比 104.34%、金額にして 1 万 8, 662 円の増となっております。

○事務局：岡

次に、10 ページをご覧ください。

保健事業の状況につきまして、ご説明申し上げます。

上段の、５－１特定健康診査につきましては、令和５年度の受診者数６，４５１人、受診率４６．３パーセントとなっております。この受診率につきましては、法定報告の数値がまだ出ておりませんので、令和６年６月２６日現在の速報値としております。

また、本市の受診率につきましては、県内市町村平均の受診率と比較しますと、７．４ポイント上回っている状況となっております。

続いて、下段の５－３人間ドック検診につきましては、令和５年度の受診者数１，１５５人、受診率６．８パーセントとなっており、令和４年度と比較いたしますと０．６ポイントの増となっております。

以上が、令和５年度朝霞市国民健康保険特別会計決算（案）についての説明でございます。

○渡辺会長

説明がありましたが、何かご質問等ありましたら、挙手をお願いいたします。

関根委員。

○関根委員

それでは何点かお尋ねいたします。

令和５年度の決算の状況についてですが、

法定外繰入１億６，７９５万８，０００円を差し引いた実質単年度収支は、マイナスの３億９，２６０万４，６６０円となっております。この赤字額についてどのようにお考えでしょうか。

次に、国民健康保険の加入者の状況についてお伺いします。

令和５年度の世帯で１７４世帯の減少、被保険者が４６４人の減少となっておりますが、今後の状況をどのように考えているのか、また、国保会計の将来はどのようになっているとお考えか、わかれば教えてください。

次に、７月１１日のこの協議会で、国民健康保険税の見直しについて答申書を作成しました。

その中で、朝霞市国民健康保険税の負担が急激に増加することがないよう財源不足となる保健事業の支援を検討することを付帯意見としましたが、今回の決算から、今後の支援を考えた場合、どのような支援をするのがふさわしいとお考えかお聞きいたします。

○渡辺会長

平間課長補佐。

○事務局：平間

今質問が３点ありましたが、１点目及び２点目について、まずお答えさせていただきます。

まず１点目の法定外繰入を差し引いての実質単年度収支が約３億９，０００万円あることにつきましては、こちらやはり財源が不足していることを示しているものと考えております。

今後も医療費は増加するものと考えられますので、歳入を増やす必要があるものと考えている状況でございます。

次に２点目の世帯数の関係でございますが、世帯数の減少につきましては、被保険者数の減少と同様に、社会保険への加入や後期高齢者医療制度への移行などによる資格喪失者が転出や社会保険から国民健康保険へ移行する加入者を上回ったことが要因であると考えております。

今後につきましても、今年の１０月に被用者保険の適用が拡大されることとなっておりますので、減少するものと考えておりますが、実際どのくらいになるかはわからないのが現状でございます。

○渡辺会長

河田課長。

○事務局：河田

それでは3点目について回答させていただきます。

県内では保健事業につきまして、自治体を選出しておりまして、その中で検討しており、どの水準が今後妥当か協議して最終的に決定していくこととなっております。

その中で、朝霞市の水準が満たされれば、保険税や県からの支出金などにまかなえるものと考えておりますが、水準が満たされない場合につきましては、不足分につきまして、一般会計の活用等を検討していくことも考えております。

○渡辺会長

関根委員。

○関根委員

ありがとうございました。

国保税の負担が急激に増加することがないように、財源不足となる保険事業の支援は大変重要であると考えております。

つきましては付帯意見も十分尊重し、被保険者の立場に立った準備を遺漏なく進めていただくことをお願いし、要望といたします。以上です。

○渡辺会長

ほかに、ご意見等ありますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員

保健事業の状況についてお聞きしたいのですけれども、特定健診、健康検診について、推進をどのようにされているかということと、その受診率について、県内の状況から見て朝霞市の状況をもう少し具体的に教えていただければと思います。

○渡辺会長

岡係長。

○事務局：岡

特定健康診査の受診率向上の推進につきましては、令和5年度から新たな取り組みとして、特定健康診査の未受診者に対しまして、過去の健診の受診状況を基にした分析により、その方の状況に応じたタイプ別の効果的な受診勧奨はがきの送付というのを始めております。

その結果もございまして、今回県内40市中、朝霞市が現在1位の受診率となっております。この効果の方が出ているかと考えております。ちょっと今まであの急激に受診率が上昇したことがなく、医療機関の皆様のお力添えもいただいております。効果も出ているものと考えております。

○渡辺会長

河田課長。

○事務局：河田

補足させていただきます。昨年度の新たな取り組みとしましては、FM放送に市の職員が出て、特定健診のPRを行っております。

○渡辺会長

遠藤委員。

○遠藤委員

ありがとうございます。

県内受診率に関しては、朝霞市はかなり上の方にあるということは確認できましたけれども、そうは言っても計画としては6割ということで、そこに向けての今後の対応とい

うか、取り組みについては何かあるのか教えていただければと思います。

○渡辺会長

岡係長。

○事務局：岡

先ほどのお話と重複する部分はございますが、受診率の向上の取り組みとしては大きく2点、1点目が未受診者への受診勧奨の部分、そしてもう一つは様々な側面からの検診をPRすること。この2点が大きく、重要なものではないかと考えております。

未受診者の受診勧奨につきましては、令和5年度からタイプ別の受診勧奨通知を開始したばかりになりますので、こちらについては引き続き実施をしていくというところでございます。PRにつきましては、現在本当に様々な医療機関の方や公共施設、市内循環バスでポスターを掲示したりですとか、あと職員がPRのポロシャツやバッジの着用、あと先ほどと重複しますが、職員がラジオに出演しPRをしたりなど、様々な取り組みを行っておりますので、こちらにつきましても引き続きPRすることで、検診について広く周知し、1人でも多くの方に受診していただければと考えております。

○渡辺会長

ほかに、ご意見等ありますでしょうか。

《意見なし》

○渡辺会長

それではお諮りいたします。

令和5年度（2023年度）朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（案）について、諮問案のとおり答申してよろしいでしょうか。

《異議なし》

○渡辺会長

異議なしと認め、諮問案のとおり答申いたします。

（2）令和6年度（2024年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について【諮問】

○渡辺会長

議題（2）令和6年度（2024年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

○事務局：三浦

それでは令和6年度、2024年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）につきまして、資料の3-1及び3-2に基づきご説明いたします。

初めに、資料3-2をご覧ください。

表の中央に行数を記載しておりますが、その27行目、28行目の右側の表をご覧ください。

今回の補正予算につきましては、補正額として7,253万4,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ109億9,157万円とするものでございます。

それでは歳入の概要につきましてご説明いたします。資料3-1をご覧ください。

こちらは歳入の資料で、補正前の額と補正額を比較した表でございます。

初めに6行目の右側、繰入金の事務費繰入金につきましては、209万円を増額し、補正後の額を5,635万2,000円とするものでございます。

補正の理由といたしましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る電算システム改造費の増額に伴うものでございます。

次に11行目の右側、繰越金のその他繰越金につきましては先ほど令和5年度歳入歳出決算におきまして、ご説明いたしました歳入歳出の差引額が1億7,044万4,599円でありましたので、補正前の額は当初予算において1億円を計上しておりましたことから、差し引き額の7,044万4,000円を計上したところでございます。

続きまして歳出の概要をご説明いたします。資料3-2をご覧ください。

初めに2行目の左側、一般管理費につきましては先ほどと同様マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る電算システム改造のため209万円を増額し、補正後の額を4,934万1,000円とするものでございます。

次に12行目の右側、基金積立金につきましては、この補正予算における歳入歳出の差引額である7,044万4,000円を増額し、補正後の額を7,044万7,000円とするものでございます。

以上が、令和6年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）についての説明でございます。

○渡辺会長

説明がありましたが、何かご質問等がありますでしょうか。

関根委員。

○関根委員

それでは1点お伺いいたします。

歳出の1行目ですね、総務費の一般管理費についてお伺いいたします。

先ほど少し説明がありましたが、この一般管理費のことをもう少し具体的に教えていただけますでしょうか。よろしくお願いします。

○渡辺会長

三浦係長。

○事務局：三浦

令和6年12月2日で従来の紙の健康保険証が廃止され、新規の発行ですとか再発行がもうできなくなります。それに伴いまして12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、資格確認書というものを交付し、引き続き保険診療を受けることができるようにする必要がありますので、そういった資格確認書などが発行できるようにするためのシステム改修でございます。

○渡辺会長

ほかに、ご意見等ありますでしょうか。

《意見なし》

○渡辺会長

それではお諮りいたします。

令和6年度（2024年度）朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について、諮問案のとおり答申してよろしいでしょうか。

《異議なし》

○渡辺会長

異議なしと認め、諮問案のとおり答申いたします。

### （３）朝霞市国民健康保険条例の改正（案）について【諮問】

○渡辺会長

議題（３）朝霞市国民健康保険条例の改正（案）についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

○事務局：三浦

それでは議題（３）朝霞市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）につきましてご説明させていただきます。

資料４をご覧ください。

令和６年第３回市議会定例会におきまして、国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議案とする準備を進めているところでございます。

昨年、令和５年に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」、いわゆる番号法等一部改正法により、令和６年１２月２日から被保険者証が廃止されることに伴う改正でございます。

内容といたしましては、令和６年１２月２日施行の国民健康保険法第１２７条から、被保険者証の返還に応じない者に対する１０万円以下の過料の規定が削られることに伴い、あわせて改正するものでございます。

この条例は法の施行にあわせて令和６年１２月２日から施行することとし、この条例の施行日前にした行為においては、従前の通りといたします。

なお、「関係政令の整備等および経過措置に関する政令」につきましては、本日現在、国において審議していることでありますことからこちら空白としております。

○渡辺会長

説明がありましたが、何かご質問等がありますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員

これは今回の議案として通すわけですが、これが例えば通った場合に、告知というか、啓発なり、周知なりっていうものを今の段階でどのようなことを考えられているのでしょうか。

○渡辺会長

河田課長。

○事務局：河田

こちらにつきましては広報等で周知する予定でございます。

○渡辺会長

遠藤委員。

○遠藤委員

なかなか広報だけだと、周知が行き届かないのではないかと思いますし、また、１２月２日から既存の保険証が使えなくなるということも併せて、やはりもっと徹底して周知する必要があると思いますし、またあの丁寧に進めていかなければいけないものだと思います。

まだ議案が通ったわけではないので、具体的には言えないかとは思いますが、取り組みについて考えをお聞きしたいと思います。

○渡辺会長

河田課長。

○事務局：河田

国保の加入者に対しては、個別に通知をしておりますので、周知がなされていると認識しております。

○渡辺会長

ほかに、ご意見等ありますでしょうか。

《意見なし》

○渡辺会長

それではお諮りいたします。

朝霞市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について、諮問案のとおり答申してよろしいでしょうか。

《異議なし》

○渡辺会長

異議なしと認め、諮問案のとおり答申いたします。

#### （４）その他

○渡辺会長

それでは、議題（４）について、事務局から報告等ありますか。平間課長補佐。

○事務局：平間

次回の運営協議会についてご連絡させていただきます。

次回の運営協議会は１１月７日木曜日の開催を予定しております。

議題といたしましては、税率改正に係る国民健康保険税条例の一部改正等を予定しております。

以上で事務局から連絡を終了いたします。

#### ■５ 閉会

○渡辺会長

はい。ほかに何かございますか。

それでは、以上をもちまして令和６年度第３回朝霞市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

スムーズな進行にご協力いただきましてありがとうございました。

（了）